

プラスチック類の処理について

1. 栃木県内のプラスチック類分別収集状況

栃木県内の市、塩谷広域の市町におけるプラスチック類分別状況は表1の通りです。表によると、プラスチック類の分別収集を行っている自治体は約4割となっており、その他では主に焼却処理されています。

表1 栃木県内のプラスチック類分別収集状況（市、塩谷広域の町）

自治体名	収集の有無 (収集回数)	対象物	内訳
矢板市	×		
さくら市 (旧氏家町)	×		
さくら市 (旧喜連川町)	(月2回)	一部の容器包装 プラスチック	洗剤容器、シャンプー・リンス容器、ペットボトルのキャップのみ
塩谷町	×		
高根沢町	(拠点回収)	一部の容器包装 プラスチック	食品用トレイ、カップめんの容器、その他発泡スチロール素材のもの
足利市	×		
今市市	×		
宇都宮市	×		
大田原市	×		
小山市	(週1回)	ビニール・プラス チック類	硬質の物以外の全てのプラスチック
鹿沼市	(月2回)	一部の容器包装 プラスチック	菓子袋・洗剤容器・発泡スチロール・ビニール包装など
佐野市	×		
栃木市	(月2回)	一部の容器包装 プラスチック	食品用トレイ(発泡スチロール製のトレイ)
那須塩原市 (黒磯支所館内)	(週1回)	一部の容器包装 プラスチック	白色発泡トレイ、発泡スチロール
日光市	×		
真岡市	×		

*平成17年9月現在（各市町のHP等を参考に作成）

2. 東京都（市部）のプラスチック類分別収集状況（参考）

東京都内の市部におけるプラスチック類分別状況は表2の通りです。表によると、プラスチック類の分別収集を行っている自治体は約4割となっており、その他では主に埋立処理されています（近年は焼却に転換する自治体が増えています）。

表2 東京都（市部）のプラスチック類分別収集状況

自治体名	収集の有無・収集容器	回数
八王子市	袋収集	隔週
立川市	袋収集	週1回
武蔵野市	袋収集	週1回
三鷹市	袋収集	週1回
青梅市	未分別	-
府中市	専用回収ボックス	-
昭島市	袋収集	3週間に2回
調布市	袋収集	週1回
町田市	未分別	-
小金井市	未分別	-
小平市	袋収集	週1回
日野市	未分別	-
東村山市	未分別	-
国分寺市	袋収集	週1回
国立市	袋収集	週1回
福生市	袋収集	隔週1回
狛江市	未分別	-
東大和市	未分別	-
清瀬市	未分別	-
東久留米市	未分別	-
武蔵村山市	袋収集	隔週1回
多摩市	未分別	-
稲城市	未分別	-
羽村市	戸別収集	週1回
あきる野市	未分別	-
西東京市	未分別	-

* 平成16年度現在

3. 参考資料〔1〕

1) 容器包装リサイクル法について

<各主体の役割>

【消費者】市町村の定める分別収集基準にしたがって分別排出に努めます。

【市町村】家庭から排出される容器包装を分別収集し、保管します。

【事業者】容器包装の利用または製造・輸入量に応じてリサイクルの義務を負います。

【指定法人（財団法人日本容器包装リサイクル協会）】

申込みのあった市町村から、容器包装廃棄物を引き取ります。

特定事業者からの委託により、特定事業者に代わって容器包装廃棄物の再商品化を行います。

【再商品化事業者】

指定法人の委託を受けて容器包装を運搬・再生加工し、新たな「資源」へと生まれ変わらせます。

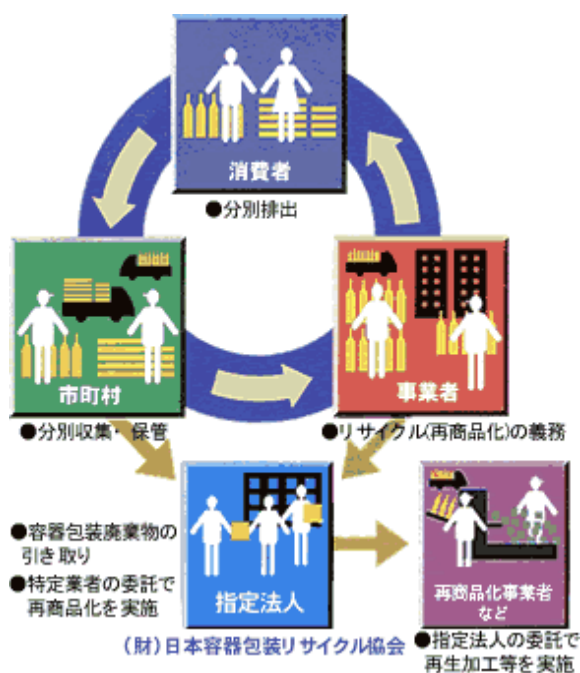
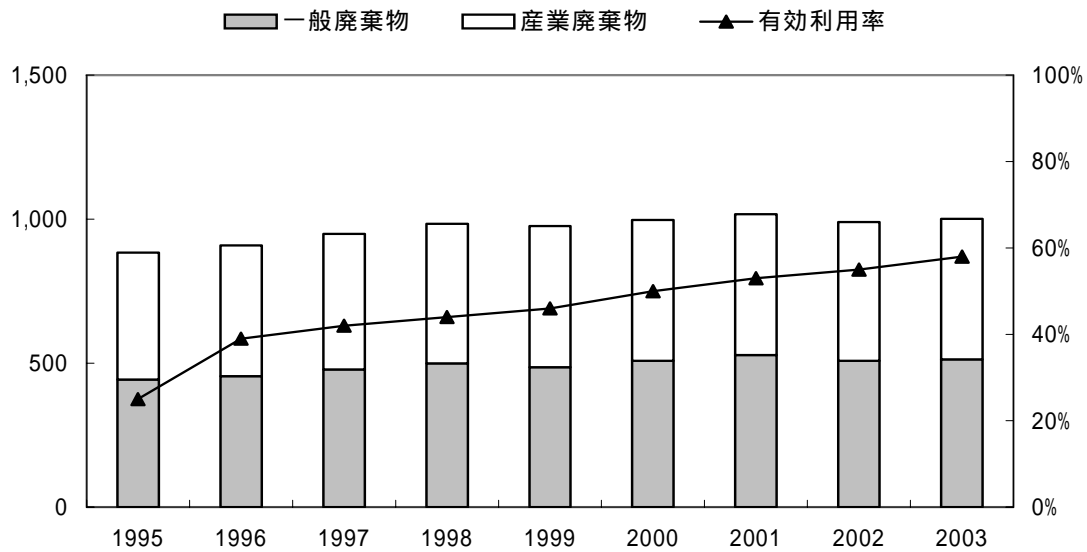


図1 消費者 市町村 事業者および指定法人の役割分担

(容器包装リサイクルHPより抜粋)

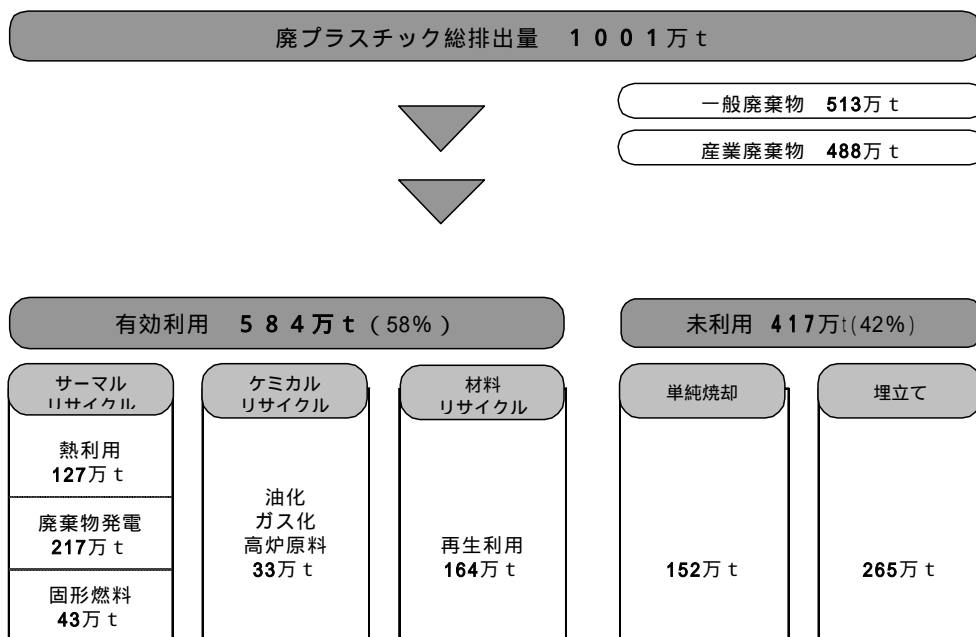
2) プラスチックの排出量と有効利用率の推移



年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
一般廃棄物 万 t	443	455	478	499	486	508	528	508	513
産業廃棄物 万 t	441	454	471	485	490	489	489	482	488
合計 万 t	884	909	949	984	976	997	1,017	990	1,001
有効利用量 万 t	221	358	399	435	452	494	535	542	584
有効利用率	25%	39%	42%	44%	46%	50%	53%	55%	58%

出典)「社団法人プラスチック処理促進協会 HP」より

図2 プラスチックの排出量と有効利用率

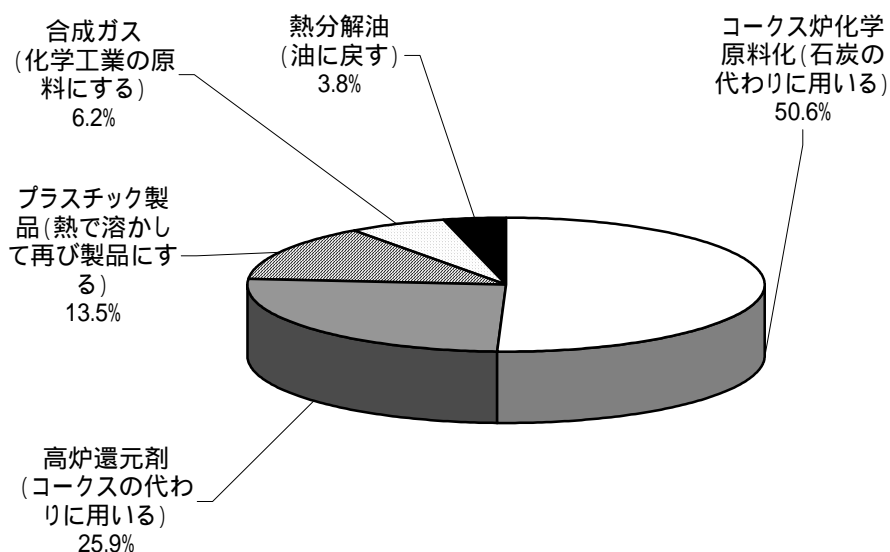


資料：(社)プラスチック処理促進協会

図3 廃プラスチックのリサイクル状況(2003年)

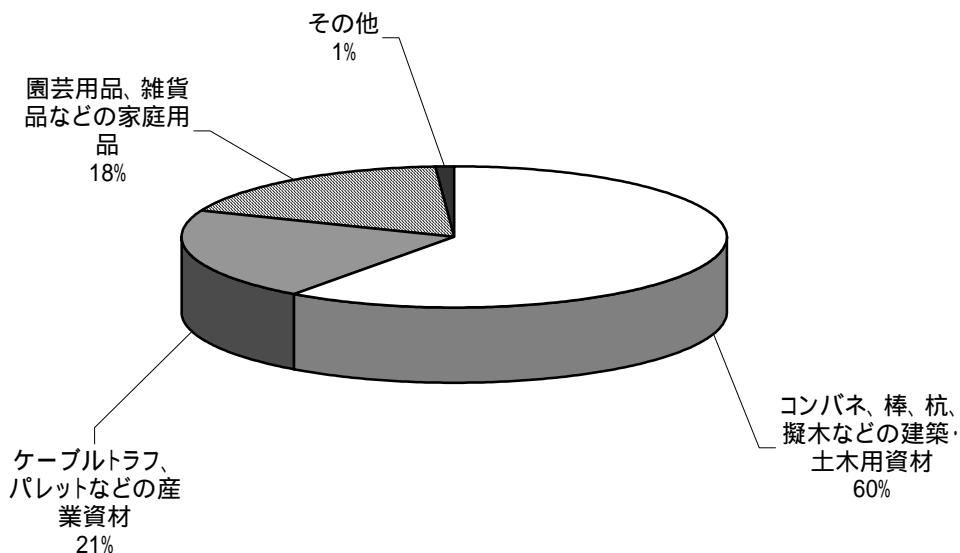
4. 参考資料〔2〕

1) プラスチックでできた容器や包装のリサイクル状況（平成14年度実績）



出典：容器包装リサイクル協会

2) 材料リサイクルによる製品例



出典：容器包装リサイクル協会

<注釈>

コンパネ：コンクリートを流し込むときに型枠として用いる板

ケーブルトラフ：電線などのケーブルの保護管

パレット：フォークリフトなどで荷物を運ぶ際に用いる荷物の載せる板

擬木：柵などに用いられる木の棒のかわりに使うプラスチックで出来た棒

5 . 参考資料〔 3 〕

『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』

(平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号) 改正平成 17 年 5 月 26 日 環境省告示第 43 号

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

(1) 一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする必要があること、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。

また、処分に関しては、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン類の発生量が抑制されるように配慮しつつ、最適の方法を選択するものとする。例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。

一方、他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、必要に応じ、都道府県域を超えた広域化についても考慮することが適当である。

また、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。